釜石市経営管理実施権の設定を受ける林業経営体選定の実施手順

１　民間事業者の選定概要

　　３に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける林業経営体について、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条第3項に基づき、法第36条第2項の規定により公表されている林業経営体の中から選定します。

希望する林業経営体には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、釜石市が定める選定委員会が審査を行い「採用経営体」を決定します。

２　参加資格

　（１）法第36条第2項の規定により公表されている林業経営体のうち、釜石市で経営管理実施権の設定を受けることを希望する者。

　（２）地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

　（３）釜石市暴力団排除条例（平成27年条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

　（４）釜石市税の滞納が無いこと。

３　経営管理実施権設定候補森林

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所在 | 林班 | 地目 | 面積（ha） | 樹種 | 林齢 |
| １号区域 | 釜石市栗林町 | 316、325、326 | 山林ほか | 8.09 | スギほか | 23～93 |
| ２号区域 | 釜石市栗林町 | 326 | 山林 | 12.92 | スギほか | 60～77 |
| ３号区域 | 釜石市栗林町 | 327 | 山林 | 22.96 | スギほか | 34～70 |
| ４号区域 | 釜石市栗林町 | 328、329、330 | 山林 | 17.28 | スギほか | 33～86 |

　　詳細は別表のとおり

４　スケジュール

　　　令和4年12月15日(木)　 募集通知(釜石市ホームページに掲載)・企画提案書受付開始

　　　令和5年１月13日(金)　 質問受付期間終了

令和5年1月18日(水)　　質問への回答を釜石市ホームページに掲載

　　　令和5年1月25日(水)　　企画提案書受付締め切り

　　　令和5年2月8日(水)　　 選定委員会(予定)

　　　令和5年2月13日(月)　 選定・結果通知

令和5年2月15日(水)　　経営管理実施権配分計画の作成・告示

５　提出書類

　　次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本2部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。郵送の場合は当日消印まで有効とします。

　　なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

　(1)企画提案書(様式第1号)及び見積書（見積書は区域ごとに作成すること。）

　　 経営管理実施権配分計画図（配布する候補森林図に施業内容を記入すること。）

　(2)添付書類　①　企画提案書の見積書に関する根拠資料

　　　　　　　 ②　森林経営管理法第36条第１項の規定による公募に応募した資料の写し

　　　　　　　 ③　納税証明書（原本）※

　　※１　法人の市税の最新年度において未納が無いことを示すものをご提出ください。

　　※２　釜石市への納税義務が無い場合は、納税証明書の添付は必要ありません。

　　受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時とします。

　　受付場所は、釜石市水産農林課内とします。

　(3)提出期限　令和5年1月25日(水)

６　質問の受付及び回答

　　募集の内容に関する質問は、下記の受付期間内に質問回答書（様式第2号）を水産農林課に持参するか、下記８の連絡先のＦＡＸ又は電子メールに提出してください。

受付期間は、令和４年12月15日(水)～令和５年１月13日(金)まで、受付時間は土、日、祝祭日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。

　　回答は、取りまとめのうえ、令和5年1月18日(水)に釜石市ホームページに掲載します。

７　その他

　　経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。釜石市ホームページの「森林経営管理制度の推進」に公表しています。

８　連絡先

　　釜石市産業振興部水産農林課林業振興係　　　、

　　電話　０１９３－２２－２１１１（内線３０２）

　　FAX　 ０１９３－２２－１２５５

Ｅ-mail：ml\_suisan\_nourin@city.kamaishi.iwate.jp